

高 齢 者 医 療 費 制 度

70 歳を過ぎて医療を受ける場合、医療費は 1 割～3 割（受給者証に記載されています）となります。

また、高額介護合算療養費制度により、医療・介護の支払いが高額となった際は、払い戻しが受けられる場合があります。

《受給者証の種類》次の 3 種類があります。

対象者	受給者証	窓口
70～74 歳	国民健康保険 高齢受給者証	区市町村役場 国民健康保険課
	〇〇健康保険 高齢受給者証	全国健康保険協会 各支部 各健康保険組合 共済組合 等
・75 歳以上の方 ・65～74 歳で 一定の障がいのある方 ※1	後期高齢者 医療被保険者証	区市町村役場 後期高齢者医療制度 担当課

※1 手続きが必要です。
詳細は各申請窓口でご確認下さい。

《高額医療・高額介護合算療養費制度》

世帯で1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に支払った自己負担を合計した額が下記の自己負担上限額を超えた場合、申請により超えた額の払い戻しを受けることができます。

所得区分	高齢者医療制度 + 介護保険制度
現役並みⅢ	212 万円
現役並みⅡ	141 万円
現役並みⅠ	67 万円
一般所得者	56 万円
住民税非課税世帯 区分Ⅱ	31 万円
住民税非課税世帯 区分Ⅰ	19 万円

※ 所得区分の詳細は各窓口にご確認ください。

※ 同一世帯であっても、加入している医療保険が異なると合算できません。

《当院での問い合わせ先》

東京女子医科大学病院

- ・ 担当医事課 TEL：03-3353-8111（代表）
- ・ ソーシャルワーカー TEL：03-5269-7067（直通）
（総合外来センター1階 医療サービス相談室内）

1 か月の自己負担限度額（窓口での医療費支払い額） * 令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月

負担割合 (保険証記載)	所得区分 (窓口で確認)	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	食事療養費 (1 食)
3割 * 1	現役並み所得Ⅲ 年収約 1160 万円～	270,300 円 + (10 割分の医療費 - 901,000 円) × 1 % 〈多数回 140,100 円〉*3 (年間上限 1,680,000 円)		550 円
	現役並み所得Ⅱ 年収約 770 万～1160 万円	179,100 円 + (10 割分の医療費 - 597,000 円) × 1 % 〈多数回 93,000 円〉*3 (年間上限 1,110,000 円)		
	現役並み所得Ⅰ 年収約 370 万～770 万円	85,800 円 + (10 割分の医療費 - 286,000 円) × 1 % 〈多数回 44,400 円〉*3 (年間上限 530,000 円)		
2割 または 1割 * 2	一 般	22,000 円 (年間上限 216,000 円)	61,500 円 〈多数回 44,400 円〉*3 (年間上限 530,000 円) * 4	
	住民税非課税区分Ⅱ	11,000 円 (年間上限 96,000 円)	25,700 円 〈多数回 24,600 円〉*3 (年間上限 290,000 円)	270 円 * 5
	住民税非課税区分Ⅰ	8,000 円	15,700 円 (年間上限 180,000 円)	130 円

- * 1 : 同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも 690 万円未満の場合は、申請により現役並み所得ⅠまたはⅡが適用されます。対象になる方は各自治体の窓口にご相談し、病院の窓口には保険証とともに「限度額適用認定証」を提出してください。
- * 2 : 世帯全員が住民税非課税の場合は、住民税非課税区分ⅠまたはⅡが適用されます。対象になる方は各自治体の窓口にご相談し、病院の窓口には保険証とともに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提出してください。
- * 3 : 過去 1 年間に 4 回以上、上記限度額まで医療費がかかった場合、4 回目以降の限度額は「多数回」となり、上限額が下がります。
- * 4 : 「年収換算～約 200 万円（健保：15 万円以下、国保・後期高齢：28 万円未満）」区分に該当することが確認できた方は、年間上限 41 万円が適用され、令和 9 年 8 月以降に償還払いとなります。
- * 5 : 長期入院（過去 1 年間に合計 90 日以上）の場合、手続きにより食事療養費がさらに減額（270 円→220 円）されます。